

令和7年12月17日
中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年12月17日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

なお、今後、順次、同事業者に対する自動車の使用停止処分の通知を行っていく予定です。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（10営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
広島	千代田	1両× 60日	広島	板 城	1両× 98日
広島	福 富	2両× 55日	広島	和 木	1両× 39日
広島	西大田	1両× 63日	広島	横 田	1両× 36日
広島	神 田	1両× 89日	広島	総 領	1両× 35日
広島	千 年	1両× 60日	広島	三 和	1両× 58日

3. 処分日

令和7年12月17日（水）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

担当：水谷、倉田、廣本

TEL : 082-228-3460